

先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金交付要綱

平成31年2月26日 要綱第1号

令和3年11月18日 要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢社会等における地域の課題に対応し、市町村が事業化に向けて検討している事業で、全道的な視野に立ち、他の地域のモデルあるいは参考になると認められるものを積極的に支援するため、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する「先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金」に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、次の各号に掲げる政策課題に基づき、市町村が調査研究会等を設置し、単独又は広域で実施するソフト事業のうち、調査研究事業あるいは実証事業を対象とする。ただし、国等の交付金又は補助金等を利用して実施する事業は対象としない。

- (1) 少子・高齢化等対策の推進
- (2) 高度情報化の推進
- (3) 地域公共交通の確保
- (4) 地場産業の振興
- (5) 地域資源の活用
- (6) 広域連携の推進

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、市町村（札幌市を除く。）とする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、継続する2年度以内とし、単年度ごとの助成とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、別に定める助成対象経費とし、上限を500万円、下限を50万円とする。助成金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成の申請手続)

第6条 助成を受けようとする市町村（広域事業にあつては代表市町村）は、定められた期日までにこの法人の理事長（以下「理事長」という。）に対し、別記第1号様式の助成申請書を提出するものとする。

- 2 市町村は、助成申請書の提出後において、助成事業の内容に変更が生じた場合は、別記第2号様式の変更届を遅滞なく提出するものとする。
- 3 助成の申請に当たっては、原則、当該年度の当初において、事業を実施するために要する経費について、予算上の措置が講じられている又は講じられる見込みであることを要件とする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、提出された助成申請書を審査し、助成することの適否について決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしようとするときは、この法人の助成金審査会の意見を聴取するものとする。

3 理事長は、助成することを決定したときは、速やかに別記第3号様式の助成決定通知書により、市町村に対して通知するものとする。

(進捗状況報告)

第8条 助成の決定を受けた市町村は、定められた期日までに、当該事業の進捗状況について、別記第4号様式の事業進捗状況報告書により理事長に報告しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 市町村は、助成の決定を受けた後、やむを得ない事情により当該事業の実施ができなくなった場合は、遅滞なく別記第5号様式の助成申請取下書を理事長に提出するものとする。

(決定の取消等)

第10条 理事長は、前条の助成申請取下書を受理したときは、速やかに助成の決定を取り消すとともに、別記第6号様式の助成決定取消通知書により、市町村に対して通知するものとする。

2 理事長は、第6条第2項に規定する助成事業内容の変更届がなく、申請内容と著しく異なる事業を実施したと認められる場合には、助成の決定を取り消すほか、必要な措置を講じることができるものとする。なお、助成の取消しを決定したときは、別記第6号様式の助成決定取消通知書により、市町村に対して通知するものとする。

3 理事長は、別記第1号様式の助成申請書及び別記第7号様式の助成事業実績報告書に必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたと認められる場合には、必要な措置を講じることができるものとする。

(実績等報告)

第11条 助成の決定を受けた市町村は、事業完了後は、速やかに別記第7号様式の助成事業実績報告書及び調査研究結果報告書（以下「研究成果」という。）を理事長に提出するものとする。ただし、最終報告期限は、原則、当該年度の2月末日とする。

2 理事長は、前項の研究成果の提出があったときは、その概要をこの法人のホームページ等に掲載するものとする。

3 市町村は、助成事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、助成事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(助成金の額の確定及び交付)

第12条 理事長は、前条の助成事業実績報告書等を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定して、別記第8号様式の助成金の確定通知書により、市町村に対して通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(現地調査の実施)

第13条 理事長は、助成金の適正な執行及び事務処理の円滑化を図るため必要があると認められるときは、当該市町村に対し、この法人の職員に現地調査を実施させることができるものとする。

2 理事長は、現地調査により、事業内容が別記第7号様式の助成事業実績報告書の内容と著しく異なると判断したときは、当該市町村に助成金の全部又は一部の返還を求める等必要な措置を講じることができるものとする。

(広報表示)

第14条 助成の決定を受けた市町村は、市町村振興宝くじ（通称「サマージャンボ宝くじ」）の収益金を活用して当該事業を実施している旨の広報表示を行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。